

## 逗子市消防職員の処分について

### ● 不同意わいせつ行為に関する処分

- 1 被処分者 消防吏員（31 歳）
- 2 所 属 逗子市消防署 警備第二課
- 3 事件の概要

本件は、令和 5 年 10 月 28 日（土）午前 1 時 42 分頃、前日の夕方から逗子市内で飲酒していた当該職員が泥酔した状態で消防施設を訪れ、勤務中の市職員に対し、同施設敷地内の駐輪場に呼び出し、抱きつくなどのわいせつ行為を行った。

当時、同施設に勤務する他の職員は深夜の仮眠時間帯であったため、事件に気づかなかったが、被害職員が上司に相談したことで発覚した。

#### 4 処分内容

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に抵触する行為であり、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき非行として、本市職員全体に対する市民の信頼を損なうものであることから、停職処分（6 月）としたもの。

- 5 処分年月日 令和 5 年 12 月 25 日

### 【消防長コメント】

今回の消防職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。本来、全体の奉仕者たる公務員として市民の皆様の安全と安心を守るべき消防職員が、このような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、今一度全消防職員に対し、公務員としての自覚を徹底させ、不祥事の再発防止に向けて取り組んでまいります。

### 【市長コメント】

職員の綱紀粛正につきましては、職場内外を問わず、厳正に確保されるよう常日頃から要請してまいりましたが、このような不祥事が発生したことは誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。この事案を重く受け止め、改めまして、公務員の本旨を自覚し、職員一丸となって一刻も早く市民の皆様からの信頼を回復できますよう一層の努力をしてまいります。

本件に関するお問い合わせ先：

逗子市消防本部 熊坂・鈴木

電話：046-871-4325 内線 210